

令和7年度宮城県立高等学校学習サポーター（会計年度任用職員）募集要項

宮城県教育庁高校教育課

宮城県立高等学校の学習サポーターを以下のとおり募集します。

1 募 集 職

学習サポーター ※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員としての任用になります。

2 任用期間

一会計年度内で各高等学校長が定める期間

3 職務内容

（1）高等学校の基礎的事項の定着を図る個別学習指導や補充授業の支援

（2）その他学校長が特に必要と認める学習支援

※授業の担任及び生徒の引率を行うことはできません。

4 資格・経験等

次の（1）～（3）のいずれかの資格又は経験があることが望ましい。※必須ではありません。

（1）小学校、中学校、高等学校での勤務経験のある者

（2）教員免許を所有している者

（3）大学等で教職課程を履修している者

5 勤 務 校

白石高等学校七ヶ宿校 伊具高等学校 亘理高等学校
加美農業高等学校 涌谷高等学校 登米総合産業高等学校
一迫商業高等学校 東松島高等学校 美田園高等学校

6 報 酬

	勤務地	報酬額（時給）
教員免許を有し、実務経験（3年程度）がある者	仙台市内勤務	1, 5 0 2 円
	多賀城市内勤務	1, 4 5 2 円
	上記以外の地域勤務	1, 4 4 5 円
上記以外の者	仙台市内勤務	1, 3 1 2 円
	多賀城市内勤務	1, 2 6 8 円
	上記以外の地域勤務	1, 2 6 2 円

※ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例によります（令和7年4月1日現在）。条例の改正により報酬額が変更になることがあります。

※ 上記の報酬額（時給）には地域手当を含みます。

※ 地域手当以外に各種手当の支給は原則ありません。

7 費用弁償

通勤方法等により、職員等の旅費に関する条例の規定に基づき 旅費の例により支給します。

8 服務及び勤務条件等

- (1) 勤務日及び勤務時間は原則 40 日以内、1 日 4 時間以内とし、配置校の校長が割り振ります。
- (2) 地方公務員共済組合、厚生年金保険、協会けんぽの被保険者とはなりません。また、雇用保険法は適用されないことから、「雇用保険」の被保険者とはなりません。
- (3) 服務及び懲戒は正規職員の例によります。
- (4) 年次有給休暇は原則付与されません。

9 任用までの流れ

- ①学習サポーター登録 ⇒ 履歴書を作成し、高校教育課教育指導第一班宛て郵送してください。
※市販の履歴書又は当課ウェブサイト掲載の履歴書（参考様式）を使用してください。

郵送先 980-8423 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県教育庁 高校教育課 教育指導第一班 宛

※封筒の表の左側に「学習サポーター登録希望」と朱書きしてください。

- ②各高等学校に情報を提供 ⇒ 登録情報を各高等学校に提供します。各高等学校では書類選考を行い、その後、各高等学校で「任用しようとする者」に対して高等学校長が面接を行います（面接選考）。

※「任用しようとする者」にならなかった場合は、各高等学校からの連絡はありません。

- ③各高等学校長による面接

- ④任用の可否を連絡 ⇒ 任用が内定した場合は、必要書類を作成し、高等学校に提出します。

※必要書類は任用される高等学校より説明があります。

- 提出された個人情報は学習サポーターの登録、任用に係る事務手続き以外に使用することはありません。

10 募集期間（登録受付期間）

令和 7 年 4 月 2 日（水）～令和 7 年 4 月 18 日（金）

※募集期間終了後も随時登録は受け付けます。

○連絡先 宮城県教育庁 高校教育課 教育指導第一班

住 所：980-8423 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

電 話：(022) 211-3624

E-mail: ko-kyou@pref.miyagi.jp

※メールの問合せには返信に時間を要する場合があります。